

稲城市避難情報判断・伝達マニュアル

1 経緯について

災害対策基本法（法律第 223 号）（以下「災対法」という。）が昭和 36 年に制定され、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる」旨が規定された。

内閣府では、平成 17 年に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定、その後の東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえ改訂を行い、平成 29 年には、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害や平成 28 年台風第 10 号による高齢者施設の被災等を踏まえ改訂を行い、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更した。

平成 30 年 7 月豪雨では、大雨特別警報が 11 府県に発表される記録的な大雨により、河川の氾濫や土砂災害等が多数発生し、死者・行方不明者が 200 名を超える大惨事となった。この未曾有の豪雨災害を教訓とし避難対策を強化するため、住民が『自らの命は自らが守る』意識を持って、自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する必要性が示された。そこで、平成 31 年 3 月の改訂では、居住者等が災害時に取るべき避難行動が直感的に理解できるよう避難情報等を 5 段階の警戒レベルに整理し、わかりやすく情報提供ができるよう改善した。

令和元年台風第 19 号（令和元年東日本台風）では、1 都 12 県 309 市区町村に大雨特別警報が発表され、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した豪雨においても、避難をしなかった、あるいは避難が遅れたことで被災したケースや高齢者等で被災したケースが多く、いまだ住民の『自らの命は自らが守る』という意識が十分とは言えず、また、警戒レベル 4 では避難勧告と避難指示（緊急）が位置付けられており、わかりにくいとの課題も顕在化した。

このため、令和 3 年 5 月に災対法を改訂し、警戒レベル 4 を「避難指示」に一本化し、警戒レベル 5 を「緊急安全確保」とすることとして、災害が発生・切迫し指定避難所等への立退き避難が危険である場合、直ちに安全確保を促すことができるよう避難情報を改善した。また法令改正を踏まえ、「避難情報に関するガイドライン」に名称を見直したことから、本市においても稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアルを「稲城市避難情報判断・伝達マニュアル」として改訂した。

2 市の責務と経緯について

災対法において、市は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有するとされており、地域防災計画に記載すべき具体的な内容として、避難情報の発令基準の作成も含まれている。この責任を果たすため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、避難情報を発令し速やかに居住者等に伝える防災体制を整備する。

市は、平成 24 年度の地域防災計画の修正に合わせ、「稲城市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定し、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備した。また、平成 27 年 8 月に内閣府が改訂した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき修正を行った。

また、内閣府が平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂したことから、本市もこのガイドラインに基づき、避難情報等を 5 段階の警戒レベルで情報提供できるよう、「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」として修正し、令和 2 年度の稲城市地域防災計画の修正に合わせ計画に反映した。

さらに令和 3 年に、令和元年台風第 19 号の教訓を踏まえ、災対法が改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）：5 月 10 日公布、5 月 20 日施行）されたことを受け、内閣府はこれまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、「避難情報に関するガイドライン」として公表したことから、本市においてもこの基準に基づき令和 3 年 6 月に「稲城市避難勧告等判断・伝達マニュアル」を「稲城市避難情報判断・伝達マニュアル」に修正した。

3 居住者等の責務

市は防災対策に努め充実を図っているが、防災体制の整備等には限界がある。また、居住地の地形や住宅構造等には違いがあることから、市が一人ひとりの事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である。

このことから、居住者等は自然災害に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。

4 要配慮者利用施設管理者等の責務

- (1) 要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設である。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、風水害時において施設利用者全員が安全に避難できる体制を整備するため、避難確保計画を作成し避難訓練を実施することが必要である。

5 稲城市避難情報判断・伝達マニュアルの概要

- (1) 市は、居住者等一人ひとり及び要配慮者利用施設の所有者または管理者（以下、「居住者等」という。）が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援できる情報を提供する。
- (2) 市長は、関係機関からの情報や災害対策本部等で収集した情報等により本マニュアルに基づき的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝える。
- (3) 市長は、災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、「【警戒レベル 3】高齢者等避難」、「【警戒レベル 4】避難指示」、「【警戒レベル 5】緊急安全確保」を使い分けて避難情報を発令する。
- (4) 居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令され

た場合はもちろんのこと、発令される前であっても市が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で主体的に避難する。

- (5) 市は居住者等が過去の災害実績に捉われず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者等に対して災害リスク情報や災害時に対象者がとるべき避難行動について、その考え方を含め周知する。
- (6) 市は居住者等が避難行動を判断する際に参考となる各種の防災関連情報を入手しやすくするための環境整備を進めるとともに、居住者等に対して、防災関連情報の入手手段や活用方法等についていなぎ防災マップ等を活用して平時から周知を図る。
- (7) 市は災害発生のおそれのある段階で、居住者等が自らの判断により避難することを促すため、防災気象情報や画像情報等を活用し、居住者等が適切に避難行動をとれるよう促す。

第1章 避難情報を受ける立場にたった情報提供の在り方

第5章 発令基準・防災体制編により、警戒すべき区間、箇所、避難すべき区域、避難情報の発令区域などを明確にする。

第2章 避難行動（安全確保行動）

1 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後の起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための活動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- (1) 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのかを、いなぎ防災マップ等であらかじめ確認しておく。
- (2) それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段）をいなぎ防災マップ等で確認しておく。
- (3) マイ・タイムラインを作成するなど、どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを確認しておく。

2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定避難所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

しかし、「立退き避難」を行う余裕が無い場合や、外出が危険な場合は、「屋内安全確保」を行う。「立退き避難」「屋内安全確保」「緊急安全確保」については次のとおり整理する。

(1) 立退き避難

いなぎ防災マップに掲載されている多摩川洪水浸水想定区域、三沢川流域及び鶴見川流域浸水予想区域、土砂災害警戒区域等の、災害リスクのある地域の居住者等が、自宅・施設等に居ては命が脅かされる場合、その場を離れて安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには、災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、いなぎ防災マップで自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとる行動である。

ただし、自宅・施設等自体は以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと。
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること。
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること。

※1 家屋の倒壊・流出をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域のこと。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。

※2 支障の例：■水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ
■電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(3) 緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫し、指定避難所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を行うことが「緊急安全確保」である^{※3}。

※3 避難先例：本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

■洪水浸水想定区域等の災害リスクがある地域においては、自宅や施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

■土砂災害警戒区域等の災害リスクがある地域においては、自宅や施設等の崖から少しでも離れた部屋に待避したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。

第3章 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベル）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」を示す。避難情報等とは、市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等をいう。

警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市長が発令）	1 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） 2 居住者等がとるべき行動：直ちに安全確保 ・ 指定避難所等に立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 （市長が発令）	1 発令される状況：災害のおそれ高い 2 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市長が発令）	1 発令される状況：災害のおそれあり 2 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・ 高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ・ 自主避難が困難な場合、多摩川洪水浸水想定区域内の計4箇所の指定場所（※）から避難所まで市が運行しているバスで避難する。（警戒レベル3の間のみ） ※ 第二文化センター、第四文化センター、大丸地区会館、押立ふれあい会館
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	1 発表される状況：気象状況悪化 2 居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定避難所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	1 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ 2 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める

1 警戒レベル3【高齢者等避難】（発令者：市長）

(1) 状況 ⇒ 「災害のおそれあり」

警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。

(2) 高齢者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から高齢者等は避難」

市長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定避難所等への立退き避難を完了する。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。

2 警戒レベル4【避難指示】（発令者：市長）

(1) 状況 ⇒ 「災害のおそれ高い」

警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

(2) 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「危険な場所から全員避難」

市長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定避難所等への立退き避難を完了する。

具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等に対しては、いなぎ防災マップ等のハザードマップにより屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

3 警戒レベル5【緊急安全確保】（発令者：市長）

(1) 状況 ⇒ 「災害発生又は切迫」

警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定避難所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者自らの判断に委ねざるを得ないため、市は平時から居住者等にいなぎ防災マップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知し、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等に周知しておくことが重要である。

災害が発生又は切迫している状況（例）
①災害「発生」時の状況
河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、その例としては、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとは判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている可能性が高い場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない、または明らかに不足している状況において発令されることがある情報である。

※（注意）

災害切迫時に既に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。

【複数の災害リスクがある区域の場合（例）】

洪水への警戒に対し警戒レベル5 緊急安全確保を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して警戒レベル5 緊急安全確保を発令する時点で、少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めることとなる。

(2) 居住者等がとるべき行動 ⇒ 「直ちに安全確保」

市長から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。

具体的にとるべき避難行動は、緊急安全確保である。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる事前の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

第4章 要配慮者等の避難

市は、要配慮者（警戒レベル3での避難が基本的には求められる避難に時間を要する又は独力では避難できない高齢者等に加え、外国人を含む。）等の利用者が円滑に避難を行うことができるように実効性のある取組にするものとする。特に、要配慮者利用施設等における避難については、施設管理者等に対し、避難計画を作成するにあたり、自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、必ずそれを盛り込んだ計画としなければならないことを、平時から周知を図るものとする。また、要配慮者利用施設の管理者等は、市や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることとする。

在宅の避難行動要支援者の避難も含め、支援をする側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、市において地域全体で実現性のある支援体制を構築する必要がある。

なお、支援する立場の人は自らの身の安全確保を最優先とすることに留意すること。

1 要配慮者利用施設等における避難計画に基づく避難の実効性の確保

要配慮者利用施設は、施設ごとの規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法、土砂災害防止法等）により、施設利用者の避難計画を作成することとされている。その実効性を確保するため、地方公共団体は施設開設時及び定期的な指導において、避難計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合に応じた複数の避難先の確保状況等について、確認しておくこと。

確認に当たっては、普段から施設との関わりがある福祉部や消防本部（防災課）と、水害・土砂災害等の専門知識をもつ都市建設部及び都市環境整備部が連携し実施することとする。

水防法等により避難計画を作成することとされている要配慮者利用施設の管理者等に対して、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等のリスク情報を活用した実効性のある避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底し、計画内容の修正について認識しておくこと。

【参考資料】

(1) 要配慮者利用施設関連

- ① 避難確保計画作成の手引き（水防法、土砂災害防止法）計画作成にあたって、解説編、様式編（令和4年3月）
- ② 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル（平成29年6月）

2 在宅の要配慮者の避難の実効性の確保

在宅の避難行動要支援者については、避難行動支援の実効性を高めるため、避難支援等にあたっては、誰がどのような手段で支援するのかを明確にするとともに支援する側とされる側の人数のバランスを考慮しつつ、地域全体の実現性のある支援体制を構築すべきである。災害時には令和3年の災対法改正で作成が努力義務化さ

れた個別避難計画や、地域が主体的に企画する地区防災計画等に基づき、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が避難行動要支援者の避難支援をするとともに、平時には個別避難計画の作成や、地区防災計画の策定促進、地域全体での訓練実施等について、周知しておくこと。

要配慮者利用施設への通所者が家族と避難するか、施設で避難するか等については、本人・家族・施設の状況、自宅と施設の危険度の違い、避難のしやすさ等に応じて決まってくるため、これらを勘案して基本的な対応を事前に決めておくこと。

3 要配慮者利用施設等や要配慮者への情報伝達

水防法、土砂災害防止法では、稲城市地域防災計画において、同計画に位置づけられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされており、また、伝達の迅速性の観点からも、施設管理者等に対する避難情報の伝達については、東京都管轄の施設についても、市が一元的に行うことが望ましい。また、施設管理者等が利用者の避難支援を始めるのは、警戒レベル3高齢者等避難が発令された段階であることに十分に留意し、市は、警戒レベル3高齢者等避難を発令した際に、防災行政無線、災害情報メール等により情報伝達を行うものとするが、施設管理者等には確実に情報を伝達するため、災害対策本部からの有線電話等を使用するものとする。

避難情報と防災気象情報の一覧表

避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報			
				水位情報がある場合 (下段:西管理河川の洪水の危険度分布※1)	洪水等に関する情報 水位情報がない場合 (下段:洪水警報の危険度分布※2)	土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (命の危険直ちに安全確保)	氾濫発生情報 危険度分布:黒 (氾濫している可 能性)	大雨特別警報 (浸水害)※2	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮に 関する情報
4	災害のおおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和13年の災害対策改正 以前の避難勧告等の タイミングで発令)	氾濫危険情報 危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過待目)	大雨特別警報 危険度分布:うす紫 (伊勢・志摩)※4	土砂災害警戒情報 危険度分布:うす紫 (伊勢・志摩)※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3	災害のおおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 危険度分布:赤 (避難判断水位超過待目)	洪水警報 危険度分布:赤 (警報)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布:赤 (警報)	高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確固する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄 (注意)	危険度分布:黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報				

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をとり、自主的に避難

※1)IP上に公表している西管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクマップ)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。

※2)水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

※3)水位情報と併せて都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の危険度分布は、高潮に上昇してからの行動については安全に立退き避難がでないおそれがある。

※4)大雨警報(土砂災害)・洪水警報(土砂災害)の危険度分布については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

※5)高潮警報は、高潮により前に危険が及ぶおそれがあると予測される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮に予想される場合に高潮警報をレベル4相当情報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)」の危険度分布と、国土交通省が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。